

砂 川 市 訓 令 第 2 8 号

令和 5年 6月 22日

砂川市特定子ども・子育て支援施設等監査実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、立入り、検査等（以下「指導等」という。）及び第58条の8第1項の規定に基づき市が行う質問、出頭、立入り、検査等（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導等の目的)

第2条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までの規定を遵守させ、施設等利用費の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導等の方針)

第3条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤及び不正の防止を図るために実施する。

(指導等の形態)

第4条 指導等の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導
- (2) 実地指導

(指導等の対象の選定)

第5条 指導等は、市内の特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導等の形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第58条の11第1号の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 制度の改正、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に定期的かつ計画的に実施することとし、集団指導の実施状況、北海道が行う指導、監督、立入調査等に関する事務の状況等を勘案し、また、運営基準の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、実地による指導が必要と認められる場合に実施する。

イ アに掲げるもののほか、特に実地による指導を要すると認める特定子ども・子育て支援施設等を対象に随時実施する。

(指導等の方法等)

第6条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)に通知する。

イ 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。

イ 実地指導は、特定子ども・子育て支援提供者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

ウ 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、文書によって指導内容の通知を行う。

エ 文書で指摘した事項については、改善報告書により報告を求める。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

(1) 特定子ども・子育て支援施設等において、著しい運営基準への違反が確認された場合

(2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の方針)

第8条 監査は、前条各号のいずれかに該当する情報があり、特に必要があると認める場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査の方法等)

第9条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 監査を行うことが決定したときは、監査の日時、根拠規定、目的、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により特定子ども・子育て支援提供者に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合及び第7条各号に掲げる情報に基づき事案の緊急性又は重要性が認められる場合については、この限りでない。

(2) 監査は、特定子ども・子育て支援提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係りのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 監査の結果、次条第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項及び施設等利用費等の返還を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の

通知を行う。また、改善を要すると認められる事項がない場合も同様とする。
(4) 文書で通知した事項については、文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

第10条 監査の結果、法第58条の9第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、運営基準を遵守すること等を勧告することができる。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (2) 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 前項の規定による勧告は、原則として文書により行い、当該勧告から60日以内に改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、法第58条の9第4項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

3 特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項の規定に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

4 前項の規定による命令は、原則として文書により行い、当該命令から60日以内に改善報告書の提出を求めるものとする。なお、命令を行った場合は、法第58条の9第6項の規定に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った北海道知事に通知するものとする。

5 特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。なお、確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援施設等の名称、所在地等を公示するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第11条 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援提供者に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

(不正利得の徴収)

第12条 勧告、取消処分等を行った場合において、当該確認の取消し等の基礎となった事実が法第30条の3において準用する法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設等利用費を受けた場合に該当すると認めるときは、施設等利用費の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（以下「返還金」という。）として徴収を行う。

2 前項に加え、取消処分等を行った特定子ども・子育て支援提供者について返還金の徴収を求

める際には、原則として、法第30条の3において準用する法第12条第2項の規定により、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

（他の市町村との情報共有）

第13条 他の市町村が法第30条の11第1項の規定に基づき確認した特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を市が支給している場合であって、当該特定子ども・子育て支援施設等において第7条各号に該当し、違反疑義等の確認について特に必要と認めるときは、当該他の市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

2 市が法第30条の11第1項の規定に基づき確認した特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を他の市町村が支給している場合であって、当該他の市町村からの要請を受けて監査を実施したときは、監査結果、改善報告書等を当該他の市町村及び当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を支給している市町村に対し、情報提供を行うものとする。

（北海道への情報提供等）

第14条 北海道に対して、第7条から第11条までの規定に基づき、監査等を実施した場合は、指導等及び監査の結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うものとする。

2 実地指導中に特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに北海道に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

（その他）

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。